

標識設置届(標識変更届)の電子メールまたは郵送での届出について

豊島区では、豊島区中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例、豊島区中高層集合住宅建築物の建築に関する条例による標識設置届(または標識変更届)について、電子メール・窓口・郵送にて受付しています。

電子メール・郵送につきましては、以下の点に留意の上、ご提出いただきますようお願い申し上げます。

1.電子メール

① 送信先

豊島区 建築課 紛争調整グループ

A0023000@city.toshima.lg.jp

② 件名

豊島区中高層建築物に関する標識設置届の提出

(または 豊島区中高層建築物に関する標識変更届の提出)

③ 添付書類(ファイル形式:ExcelまたはPDF)

標識設置届(または標識変更届) 1部

- メール本文にご担当者様の会社名、お名前、ご連絡先をご入力願います。
- 受付処理をしたA4版(写)のPDFデータを返信します。

2.郵送

① 送付先

〒171-8422 東京都豊島区南池袋 2-45-1 豊島区 建築課 紛争調整グループ宛

② 送付書類

ア 標識設置届(または標識変更届) 1部

イ 返送用封筒(レターパック等、追跡記録が残るもの。)

ウ 名刺等、担当者様のご連絡先がわかるもの

- 受付完了後、受付処理済みのA4版(写)をイに入れて返送します。

③ 注意事項

郵送による届出を受理した旨のご連絡は致しません。受理状況は、必要に応じてお問い合わせください。郵便事情による遅延や紛失について、区はその責任を負いません。

3.問い合わせ先

豊島区 建築課 紛争調整グループ 03-3981-1391